

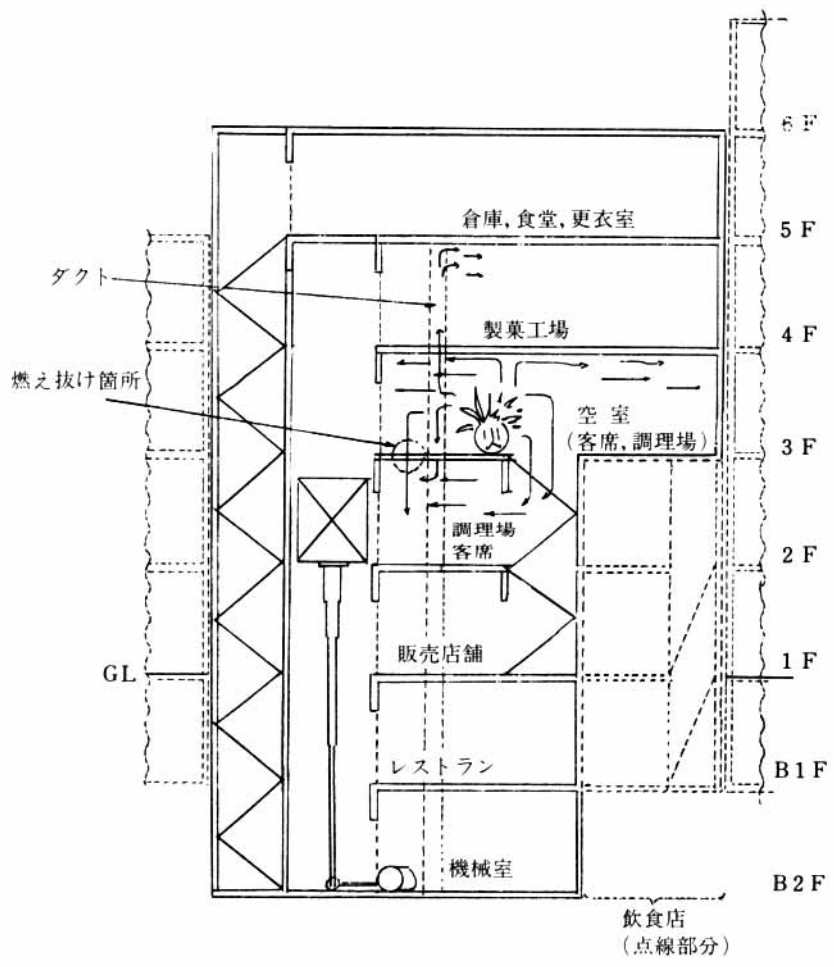
名 称 所 在	用 途 (令別表)	発 生 日 時 等	構 造 ・ 階 層 面 積	焼 損 程 度 (焼 損 面 積 延 面 積)	死 傷 者
渋谷七店会ビル (渋谷西村総本店) 渋谷区宇田川町 22番2号	複合用途 (16)イ	昭和50年8月29日	耐火 ⅔	全・半・部・小	死者 0名
		出火23時50分ころ 覚知30日0時06分 覚知別 警察電話 鎮火5時17分	建 738m ² 延 4,402m ²	592m ² (13%)	傷者 0名 ()

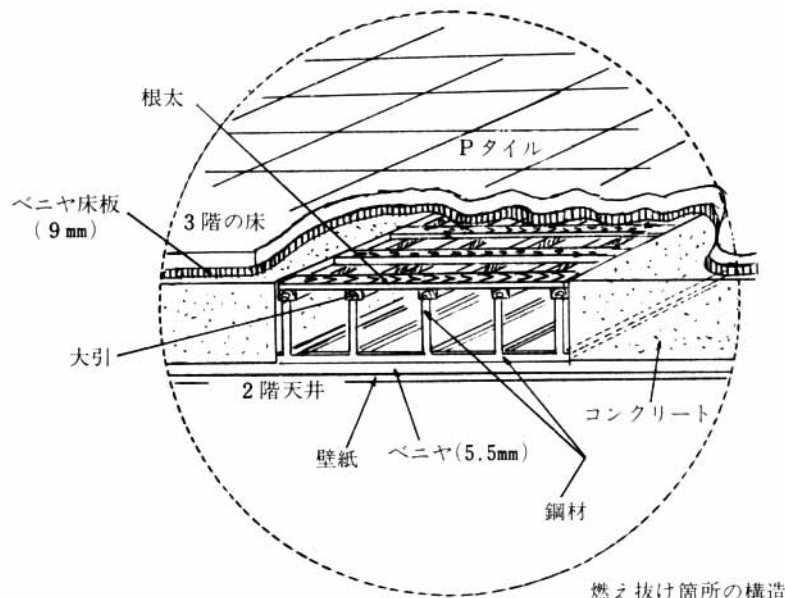
I 火災概要								
① 概 要	深夜、渋谷駅前の複合ビル(7店舗の共同ビルで各店舗間は縦割りの政令第8条区画がなされている。)3階から出火し、建物中央に位置する西村総本店の2、3、4階部分、592m ² を焼失したが、閉店後の火災であるため客はおらず、居住者は無事避難したが、消防活動時間が5時間余にもおよび幾多の問題点を提起した火災である。							
② 階 別 状 況	階	床面積 m ²	焼損床面積 m ²	用途(売場)	在館者	死 者	避難設備等 消防用設備等	
	本対象物は、7店の共同ビルで各店舗間は縦割りの防火区画(政令第8条区画)となっているので、火元西村総本店についてのみ記入した。							
	5	151		更衣室、食堂			梯子 B2~4F 各階1個	③ 泡 各階2本
	4	336	7	倉庫、作業場				④ 内 B1~4F 各階1個
	③	336	336	事務室、空室				⑤ 非 各階1個
	2	300	249	飲食店舗 (レストラン)				⑥ 誘 各階
	1	300		店 舗 (洋菓子、果物販売)				
	B1	300		飲食店舗 (レストラン)				
	B2	31		機 械 室				
合計	1,754	592		0	0			
③ 出 火 場 所	(階、室、部位、可燃物状況、居室・非居室、在・不在) 3階調理場、ガスコンロ付近、調理場内装はコンクリートにベニヤ板張り、天井はトタン張りになっており、コンロ横に調味料等を置いてある棚があり、木製カウンターで他室と区別されていた。コンロ近くに段ボール等の可燃物が置かれていた。				④ 出 火 原 因	レストランの従業員M(19才)が19時40分頃、シロップを仕込む為、容器を大型ガスコンロにかけ、点火したまま忘れ帰宅したもの。その後、約4時間10分経過したあと、付近にあった段ボールに着火、延焼拡大したものと思われる。		

⑤ 火 災 の 延 焼 経 路 等	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火部位) 3階調理場、ガスコンロ付近</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(出火室の拡大) ガスコンロに接近していた段ボール箱</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">(3階から2階への延焼) らせん階段を撤去した跡の3階床部分をベニヤ合板で施工した (3階から4階への延焼) 排気ダクト</div> </div>	
	<p>大型ガスレンジを点火し、そのまま数時間放置していたため、付近にあった段ボール等に着火し、延焼拡大した。</p> <p>らせん階段を撤去した跡の3階床部分(約2.3m×4m)をベニヤ合板で施工していたため、燃え抜けて2階へ延焼した。</p> <p>4階には排気ダクトを介して立上り、倉庫内の排気口付近に積み重ねてあった、段ボール箱が燃え始め延焼したものと推定される。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ○ 延焼拡大した主な理由 <ul style="list-style-type: none"> ○ 無人の店舗から出火した為、発見が遅れた。 ○ 3階のらせん階段を撤去した跡をベニヤ合板で施行した為、2階へ延焼拡大した。 ○ 煙の伝播経路 <ul style="list-style-type: none"> 排気ダクトから伝播し、室内へはメインダクトとの接合部分のすき間から進入充満していった。 	
II 火災建物概要		
① 建築	着工・竣工又は主たる改築等 (新築) 昭和32年 月 日 () 昭和 年 月 日	
管 理 状 況	② 縦 穴 の 状 況	③ 防 火 管 理 状 況
	階 段 <input checked="" type="checkbox"/> ダクトスペース <input checked="" type="checkbox"/> エレベーター <input checked="" type="checkbox"/> パイプシャフト <input checked="" type="checkbox"/> エスカレーター <input type="checkbox"/> その他() <input type="checkbox"/>	各店とも防火管理者を選任し、統括防火管理者も選任されていた。
	西村総本店の2階から4階屋上へ排気ダクトが通っており、このダクトに3、4階の排気口が接続していた。	
	④ 防 火 区 画 等	⑤ 消 防 用 設 備 等
	本建物は、同一場所で営業していた七店舗が共同して建築したもので、各店舗間は縦割りの耐火区画(政令第8条区画)とし、自己土地に建築した部分を店舗、事務所、倉庫、作業所として使用していた。	
	特記なし	

III 火災後の行動						
① 発 見 状 況	<p>○発見者 (外で店を出していた易者)</p> <p>○発見の動機 (煙が出ていた)</p> <p>○発見後の行動 (近くの寿司店へ知らせる)</p> <hr/> <p>火元建物北西南の「M店」前に店を出していた易者、石橋某は、株式会社渋谷西村総本店の3階付近から煙が出ているのを発見して、近くの「Y寿司」へ知らせた。</p>					
② 通 報 状 況	<p>通 報 した <input checked="" type="checkbox"/> (寿司屋の女店員) 出火後約(16)分</p> <p>しない <input type="checkbox"/></p> <hr/> <p>発見者石橋某より火災を知らされた寿司屋の女店員(30才)は、店の電話から110番へ通報した。</p>					
③ 初 期 消 火 状 況	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%; vertical-align: top;">消 火 し た</td> <td style="width: 20%;"> 成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> </td> <td rowspan="2" style="vertical-align: top;"> (理由又は状況) ○早期に発見した者のうちで、初期消火を行ったものはいなかった。 (出火室は無人で施錠されていた) ○在館者1名がいたが、出火店とは政令第8条区画されている隣の店だったため、出入できなかったことと、老女であった為、避難するだけで何もできなかったものと思われる。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">消 火 し ない</td> <td style="vertical-align: top;"> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/> </td> </tr> </table>	消 火 し た	成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/>	(理由又は状況) ○早期に発見した者のうちで、初期消火を行ったものはいなかった。 (出火室は無人で施錠されていた) ○在館者1名がいたが、出火店とは政令第8条区画されている隣の店だったため、出入できなかったことと、老女であった為、避難するだけで何もできなかったものと思われる。	消 火 し ない	○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>
消 火 し た	成功 <input type="checkbox"/> 失敗 <input type="checkbox"/> ○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/>	(理由又は状況) ○早期に発見した者のうちで、初期消火を行ったものはいなかった。 (出火室は無人で施錠されていた) ○在館者1名がいたが、出火店とは政令第8条区画されている隣の店だったため、出入できなかったことと、老女であった為、避難するだけで何もできなかったものと思われる。				
消 火 し ない	○消火時期 <input type="checkbox"/> ○消火困難性 <input type="checkbox"/> ○消火方法 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>					
④ 消 火 活 動 概 要	<p>(消防上の支障・困難性等)</p> <p>○七店舗の複合ビルで、縦割りの政令第8条区画があり、その中央で発生していること、延焼経過も排気ダクト等を介しての立体的延焼性であったこと等より、火点が限定出来ず、火元を確認するのに時間がかかった。</p> <p>○無人ビルの特性としてのシャッターが何重にもあり、消防隊の進入が妨げられたため火災規模の確認まで長時間を要し、早い時期に火勢の制圧ができなかった。</p>					

	避難方法	避難上支障事項																												
⑤ 避難 状況	○階段を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○エレベーター, エスカレータ利用 <input type="checkbox"/> (人) ○避難器具を利用 <input type="checkbox"/> (人) ○窓, 開口部から直接地上へ <input type="checkbox"/> (人) ○救助 <input type="checkbox"/> (人) ○その他() <input type="checkbox"/> (人)	○無窓 <input type="checkbox"/> ○開口部の格子等 <input type="checkbox"/> ○非常口(出入口)等の施錠 <input type="checkbox"/> ○警報設備 <input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置) ○停電 <input type="checkbox"/> ○その他 <input type="checkbox"/>																												
⑥ 死者 の 状況	<table border="0"> <tr> <td>健康人</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>(泥酔者)</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>要保護者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>乳幼児</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>高齢者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>身体不 自由者</td> <td>名</td> </tr> <tr> <td>病人</td> <td>名</td> </tr> </table>	健康人	名	(泥酔者)	名	要保護者	名	乳幼児	名	高齢者	名	身体不 自由者	名	病人	名	<table border="0"> <tr> <td colspan="2">避難上支障となった事項</td> </tr> <tr> <td>○無窓</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>○開口部の格子等</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>○非常口(出入口)等の施錠</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>○警報設備</td> <td><input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置)</td> </tr> <tr> <td>○停電</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> <tr> <td>○その他</td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </table>	避難上支障となった事項		○無窓	<input type="checkbox"/>	○開口部の格子等	<input type="checkbox"/>	○非常口(出入口)等の施錠	<input type="checkbox"/>	○警報設備	<input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置)	○停電	<input type="checkbox"/>	○その他	<input type="checkbox"/>
健康人	名																													
(泥酔者)	名																													
要保護者	名																													
乳幼児	名																													
高齢者	名																													
身体不 自由者	名																													
病人	名																													
避難上支障となった事項																														
○無窓	<input type="checkbox"/>																													
○開口部の格子等	<input type="checkbox"/>																													
○非常口(出入口)等の施錠	<input type="checkbox"/>																													
○警報設備	<input type="checkbox"/> (管理不良, 機能不良, 未設置)																													
○停電	<input type="checkbox"/>																													
○その他	<input type="checkbox"/>																													
	火元店には人がいなかったが, 隣の店の5階に女性K(67才)が一人だけいた。(火元店と隣の店は同一建物だが, 政令第8条区画されている。)Kは, 表の騒ぎ声で火災を知り内階段から自力で無事避難している。																													
IV 問題点・教訓等																														
<ol style="list-style-type: none"> 2階から3階に昇らせん状階段を, 昭和39年7月に撤去した際, 3階床部分に可燃材を使用したため, 燃え抜けて2階へ延焼した。 火元になった西村総本店は, 閉店後にレストラン部分の火気取扱い器具等を点検していたが, 全階の点検をしていなかった。 出火当時, 火元建物は無人同様に, しかも開口部は施錠されていたため, 消火活動上に支障があった。 縦割り政令第8条区画建物の消防活動上下記問題を指差した事例であった。 <ul style="list-style-type: none"> ○指揮本部体制の強化 ○濃煙, 火炎噴出時の火点上層階進入技術要領の確立 ○フラッシュオーバー等を配意しての屋内進入要領, 特に進入隊員の安全確保手段の確立 ○夜間無人ビル(シャッター等閉鎖)の屋内進入要領の確立 																														





燃え抜け箇所の構造

